

平成十七年農林水産省令第三十五号

動物用医薬品製造所等構造設備規則

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十三条第四項第一号（同法第十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、動物用医薬品製造所等構造設備規則を次のように定める。

目次

第一章 動物用医薬品等の製造業

第一節 動物用医薬品の製造業（第一条—第六条）

第二節 動物用医薬部外品の製造業（第七条・第八条）

第三章 動物用医療機器の修理業（第十一条）

附則

第一章 動物用医薬品等の製造業

第一節 動物用医薬品の製造業（簡易一般医薬品区分の製造業者等の製造所の構造設備）

第一条 動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号。以下「取締規則」という。）

第十一条第一項第三号に掲げる区分（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十条第一項第一号から第八号までに掲げる医薬品の製造のみを行うものに限る。）の製造業者及び取締規則第二十条第一項第三号に掲げる区分（同令第二十条第一項第一号から第八号までに掲げる医薬品の製造のみを行うものに限る。）の医薬品等外国製造業者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第十三条の三第一項に規定する医薬品等外国製造業者をいう。以下同じ。）の製造所の構造設備の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

設備	作業所	基準
1 製造所の製品（製造の中間工程で造られたものであつて、以後の製造工程を経ることによって製品となるものを含む。以下同じ。）を支障なく製造するために必要な設備及び器具を備えていること。	1 製造所の製品（製造の中間工程で造られたものであつて、以後の製造工程を経ることによって製品となるものを含む。以下同じ。）を支障なく製造するために必要な設備及び器具を備えていること。	1 各設備が円滑かつ適切な作業を行うために支障のないよう配置されており、かつ、清掃が可能なものであること。
2 作業を行なうために支障のない面積を有し、常に居住する場所と明確に区別され、かく清潔であること。	2 作業を行なうために支障のない面積を有し、常に居住する場所と明確に区別され、かく清潔であること。	2 手洗い設備、便所及び更衣室を有すること。
3 採光及び換気が適切に行われ、防じん、防虫及び防鼠のための十分な設備を備えていること。	3 採光及び換気が適切に行われ、防じん、防虫及び防鼠のための十分な設備を備えていること。	3 原料のひょう量並びに当該作業室の作業員以外の者が製品を汚染するおそれがない場合は、この限りでない。
4 不潔な場所と明確に区別されていること。	4 不潔な場所と明確に区別されていること。	4 原料のひょう量並びに当該作業室の作業員以外の者の通路とならないように造られていること。ただし、製品の調製、屋外に直接面する出入口（非常口を除く。）がないこと。ただし、製造する医薬品、充填及びの種類、剤型及び製造工程に応じ、外部からの汚染を防止できると認められる場合は、この限りでない。
5 廃水及び廃棄物の処理に要する設備を備えていること。	5 廃水及び廃棄物の処理に要する設備を備えていること。	5 廃水及び廃棄物の処理に要する設備を備えていること。
6 原料又は製品により有毒ガスを発生する場合には、その処理に要する設備を備えていること。	6 原料又は製品により有毒ガスを発生する場合には、その処理に要する設備を備えていること。	6 原料又は製品により有毒ガスを発生する場合には、その処理に要する設備を備えていること。
7 作業員の消毒のための設備を備えていること。	7 作業員の消毒のための設備を備えていること。	7 作業員の消毒のための設備を備えていること。
8 作業員の作業用衣服及び履物を備えていること。	8 作業員の作業用衣服及び履物を備えていること。	8 作業員の作業用衣服及び履物を備えていること。
9 作業員以外の者が製品を汚染するおそれがない場合は、この限りでない。	9 作業員以外の者が製品を汚染するおそれがない場合は、この限りでない。	9 作業員以外の者が製品を汚染するおそれがない場合は、この限りでない。
10 室内のパイプ、ダクト等の設備は、ごみのたまらないような構造のものであること。	10 室内のパイプ、ダクト等の設備は、ごみのたまらないような構造のものであること。	10 室内のパイプ、ダクト等の設備は、ごみのたまらないような構造のものであること。
11 清掃が容易である場合は、この限りでない。	11 清掃が容易である場合は、この限りでない。	11 清掃が容易である場合は、この限りでない。

原料のひょう量並びに作業所の調製製品の量及び充填及び閉塞作業を行なう作業室	作業所	設備	作業室	作業所	設備	原料の資材及び製品の貯蔵設備
1 原料のひょう量並びに作業所の調製製品の量及び充填及び閉塞作業を行なう作業室	1 洗浄した容器を用いる作業室	1 無菌製剤	1 天井が張られていること。	1 壁面は、表面が滑らかでさき間がなく、かつ、汚れをとることができるもので仕上げてあること。	1 各設備が円滑かつ適切な作業を行なうために支障のないよう配置されており、かつ、清掃が可能なものであること。	1 原料、資材及び製品を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を備えていること。
2 原料のひょう量並びに作業所の調製製品の量及び充填及び閉塞作業を行なう作業室	2 洗浄した容器を用いる作業室	2 無菌製剤	2 薬剤の調製、充填及び閉塞を行う作業員の専用の更衣室を有すること。	2 天井が張られていること。	2 貯蔵条件により変質のおそれがある製品又は原料を貯蔵する場合は、恒温装置、温度計その他の必要な計器を備えていること。	
3 原料のひょう量並びに作業所の調製製品の量及び充填及び閉塞作業を行なう作業室	3 洗浄した容器を用いる作業室	3 無菌製剤	3 天井が張られ、かつ、清潔であること。	3 壁面は、表面が滑らかでさき間がなく、かつ、汚れをとることができるもので仕上げてあること。	3 試験検査設置品及び原料の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。	
4 原料のひょう量並びに作業所の調製製品の量及び充填及び閉塞作業を行なう作業室	4 洗浄した容器を用いる作業室	4 無菌製剤	4 天井が張られ、かつ、清潔であること。	4 壁面は、表面が滑らかでさき間がなく、かつ、汚れをとることができるもので仕上げてあること。	4 国製造業者の製造所の構造設備の基準は、前条に定めるもののほか、次の表に掲げるとおりとする。	
5 原料のひょう量並びに作業所の調製製品の量及び充填及び閉塞作業を行なう作業室	5 洗浄した容器を用いる作業室	5 無菌製剤	5 天井が張られ、かつ、清潔であること。	5 壁面は、表面が滑らかでさき間がなく、かつ、汚れをとることができるもので仕上げてあること。	5 場合は、この限りでない。	

のための設備	更衣及作業員のためのものであること。
原料及び製品の貯蔵設備	恒温装置、自記温度計その他必要な計器を備えていること。
び浴場の設備	恒温装置、自記温度計その他必要な計器を備えていること。
更衣室の設備	恒温装置、自記温度計その他必要な計器を備えていること。
(包装等医薬品区分の製造業者等の製造所の構造設備)	

第五条 取締規則第十一條第一項第四号に掲げる区分の製造業者及び取締規則第二十条第一項第四号に掲げる区分の医薬品等外国製造業者の製造所の構造設備の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

設備	基準
作業所	作業を適切に行うために支障のない面積を有すること。
試験検査設備	1 原料、資材及び製品を衛生的かつ安全に保管するために必要な設備を備えていること。 2 保管条件により変質のおそれがある製品又は原料を保管する場合は、恒温装置、温度計その他の必要な計器を備えていること。
保管設備	1 原料、資材及び製品を衛生的かつ安全に保管するために必要な設備を備えていること。 2 保管条件により変質のおそれがある製品又は原料を保管する場合は、恒温装置、温度計その他の必要な計器を備えていること。

(生物学的製剤等区分の製造業者等の包装等のみを行う製造所の構造設備)

第六条 取締規則第十一條第一項第一号に掲げる区分の製造業者及び取締規則第二十条第一項第一号に掲げる区分の医薬品等外国製造業者の製造所であつて、包装、表示又は保管のみを行うものの構造設備の基準については、第四条の規定にかかわらず、前条の例によるものとする。

第二節 動物用再生医療等製品の製造業

(一般医薬部外品区分の製造業者等の製造所の構造設備)

第七条 取締規則第十一條第二項第一号に掲げる区分の製造業者及び取締規則第二十条第二項第一号に掲げる区分の医薬品等外国製造業者の製造所の構造設備の基準については、第一条の規定を準用する。

(包装等医薬部外品区分の製造業者等の製造所の構造設備)

第八条 取締規則第十一條第二項第二号に掲げる区分の製造業者及び取締規則第二十条第二項第一号に掲げる区分の医薬品等外国製造業者の製造所の構造設備の基準については、第五条の規定を準用する。

第二章 動物用再生医療等製品の製造業

(再生医療等製品の製造業者等の製造所の構造設備)

第九条 取締規則第九十一條の八十七第一号に掲げる区分の製造業者及び取締規則第九十一條の九十六第一号に掲げる区分の再生医療等製品外国製造業者(法第二十三條の二十四第一項に規定する再生医療等製品外国製造業者をいう。以下同じ。)の製造所の構造設備の基準は、次の表に掲

げるとおりとする。ただし、製品の種類又は製造方法に照らして、当該製品の製造上支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、同表の設備の欄又は基準の欄に掲げる設備又は事項の一部を除くことができる。

設備	作業所基準
作業室	1 製造所の製品を支障なく製造するために必要な設備及び器具を備えていること。
洗浄室	2 各設備が円滑かつ適切な作業を行うために支障のないよう配置されており、かつ、清掃が可能なものであること。
う作業室	3 作業を行うために支障のない面積を有し、常に居住する場所と明確に区別されること。
う作業室	4 採光及び換気が適切に行われ、防じん、防虫及び防鼠のための十分な設備を備えていること。
う作業室	5 不潔な場所と明確に区別されること。
う作業室	6 天井が張られていること。
う作業室	7 廃水及び廃棄物の処理に要する設備を備えていること。
う作業室	8 原料又は製品により有毒ガスを発生する場合には、その処理に要する設備を備えていること。
う作業室	9 手洗い設備、便所及び更衣室を有すること。
う作業室	10 作業員の消毒のための設備を備えていること。
う作業室	11 専用の作業用衣服及び履物を備えていること。
う作業室	12 製品の調製、充填及び閉塞を行う作業員の専用の更衣室を有すること。
う作業室	1 作業員以外の者の通路とならないように造られていること。ただし、原料のひょう量を行なう作業室、製品を調製する作業を行なう作業室並びに製品の充填及び閉塞作業を行なう作業室にあつては、当該作業室の作業員以外の者が製品を汚染するおそれがない場合は、この限りでない。
う作業室	2 出入口及び窓は、閉鎖することができるものであること。
う作業室	3 天井が張られ、かつ、清潔であること。
う作業室	4 室内のパイプ、ダクト等の設備は、ごみのたまらないような構造のものであること。
う作業室	5 製造する製品の種類、構造及び製造工程に応じ、じんあい又は微生物による汚染を防止するためには必要な構造設備を有すること。ただし、製造設備等の有する機能によりこれと同程度の効果を得られる場合は、この限りでない。
う作業室	6 屋外に直接面する出入口(非常口を除く。)がないこと。ただし、製造する製品の種類、構造及び製造工程に応じ、外部からの汚染を防止できると認められる場合は、この限りでない。
う作業室	1 防じんのための密閉構造のものであること。
う作業室	2 床面及び壁面は、表面が滑らかででき間がなく、かつ、汚れをとることができるもので仕上げてあること。
う作業室	1 専用の作業室であること。ただし、洗浄後の容器が汚染されるおそれがない場合は、この限りでない。

試験検査設備	3 原料又は資材の受入れ及び貯蔵並びに製品の貯蔵を行う区域は、製品の製造を行う他の区域から区分されていること。 次に掲げる試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。
ハ 原料、資材及び製品の理化学試験	無菌試験
二 密封状態検査を行う必要がある場合にあっては、密封状態検査	生物学的試験を行う必要がある場合には、生物学的試験
ホ 発熱性物質試験を行う必要がある場合にあっては、発熱性物質試験	2 製品及び原料の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、この省令で定める基準に適合する他の試験検査機関を利用して自己の責任において試験検査を行う場合は、この限りでない。
（医療機器修理業の事業所の構造設備）	1 無菌室であること。ただし、当該作業室内に無菌箱を備えている場合であって、製品の種類、製造方法等を踏まえて当該無菌箱内で無菌的操作を行なうことができるときは、この限りでない。
第十一条 医療機器の修理業の事業所の構造設備の基準は、次の表に掲げるとおりとする。	2 専用の前室を置し、通常当該前室を通じてのみ作業室に出入りできるような構造であること。また、当該前室の出入口（非常口を除く。）は、屋外に直接面していないこと。ただし、1のただし書の場合は、この限りでない。
（包装等再生医療等製品区分の製造業者等の製造所の構造設備）	（包装等再生医療等製品区分の製造業者等の製造所の構造設備）
第十二条 取締規則第九十五条の八十七第二号に掲げる区分の製造業者及び取締規則第九十五条の規定を準用する。	十六第二号に掲げる区分の再生医療等製品外国製造業者の製造所の構造設備の基準については、第五条の規定を準用する。
第三章 動物用医療機器の修理業	（動物用医療機器修理業の事業所の構造設備）

（施行期日）
第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。
 （動物用医薬品等取締規則の一部改正の適用）

第二条 この省令の施行の日前に医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第五十八条の規定によりされた申請に係る医薬品・医療機器又は再生医療等製品の取扱いに関しては、第一条の規定による改正後の動物用医薬品等取締規則第一百五十三条、第一百五十四条、第一百五十五条及び第一百五十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
第三条 この省令の施行の際にある第一条の規定による改正前の動物用医薬品等取締規則に規定する様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の動物用医薬品等取締規則に規定する様式によるものとみなす。
第四条 この省令の施行の際にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
 （動物用医薬品製造所等構造設備規則の一部改正）
第五条 動物用医薬品製造所等構造設備規則（平成十七年農林水産省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

所 事 業 設 備 基 準	所 事 業 設 備 基 準
1 構成部品等及び修理を行つた医療機器を衛生的かつ安全に保管するために必要な設備を有すること。	1 構成部品等及び修理を行つた医療機器を衛生的かつ安全に保管するために必要な設備を有すること。
2 修理を行う医療機器の種類に応じ、構成部品等及び修理を行つた医療機器の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、当該修理業者の他の試験検査設備又はこの省令で定める基準に適合する他の試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行う場合は、この限りでない。	2 修理を行う医療機器の種類に応じ、構成部品等及び修理を行つた医療機器の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、当該修理業者の他の試験検査設備又はこの省令で定める基準に適合する他の試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行う場合は、この限りでない。
3 採光及び換気が適切に行われ、防じん、防湿及び防虫のための十分な設備を備えていること。ただし、修理を行う医療機器により支障がないと認められる場合は、この限りでない。	3 1 作業を行うために支障のない面積を有し、常に居住する場所と明確に区別され、かつ、清潔であること。 2 修理を行うために必要な設備及び器具を備えていること。
3 廃水及び廃棄物の処理に要する設備を備えていること。	3 廃水及び廃棄物の処理に要する設備を備えていること。

（施行期日）
第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二六年一月一八日農林水産省令第五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （令和三年七月三〇日農林水産省令第四号）

別表第一（第三条関係）

別表第一 (第三条關係)	改	正	前